(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
八(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑川東四二（次の図に示す部分に限る。）、四四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
九(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区梅ヶ畑谷山川西三の一から三の三まで、三の五、三の六、三の一二から三の一五まで、六・一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二、一三から一五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三、二四から二六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七、二八、二九（次の図に示す部分に限る。）、三〇、三一から三七まで・三九から四二まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、四三、谷山五の二から五の二三まで、五の二六、五の二七、六から八まで、一一から一三まで、一五、一六から一八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九の四から一九の六まで、一九の七・一九の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇の一から二〇の六まで、二〇の八から二〇の一六まで、二一の四、二二の六、二二の一〇から二二の一二まで、二二の一七、二二の一九（次の図に示す部分に限る。）、二二の二〇、二二の二一、二三の四から二三の七まで、行衛谷一の一から一の四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、燧岩谷二の一、二の二から二の五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二の六、二の七、二の八（次の図に示す部分に限る。）、二の九から二の一一まで、二の一二（次の図に示す部分に限る。）、二の一三から二の一六まで、二の一七・二の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一九、二の二〇（次の図に示す部分に限る。）、二の二一、二の二二（次の図に示す部分に限る。）、二の二三から二の二七まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　生産業者又は輸入業者の住所の変更
登録番号　生第90048号
変更前　埼玉県北埼玉郡騎西町大字戸室225番地
変更後　埼玉県加須市戸室225番地
登録番号　輸第11256号、輸第11117号
変更前　東京都千代田区外神田五丁目２番２号浜田ビル８階
変更後　東京都千代田区神田北乗物町11番地乗物町中央ビル３階
登録番号　生第72836号、生第74226号、生第78750号、生第75377号、生第75375号、生第75376号、生第91348号、生第91349号、生第78387号、生第89831号、生第91103号、生第76371号、生第89659号、輸第6075号、輸第6076号
変更前　東京都文京区湯島４丁目１番11号
変更後　東京都千代田区麹町一丁目10番地

○経済産業省告示第三十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
山口県山陽小野田市大学通一丁目一番地	山口東京理科大学	工学部電気工学科	第一種、第二種及び第三種電気主任技術者	平成二十一年度入学生から適用

○国土交通省告示第二百五十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道	八王子市元八王子町二丁目九五五番二から同市元八王子町二丁目一八四五番五まで	平成二十四年三月十四日十時
富士吉田線		